

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金等のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、特に厳しい状況にある低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金等（ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外分）を支給します。

ひとり親世帯分

対象者：①～③のいずれかに該当する方

- ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方
➔ **申請不要**です。
※令和4年4月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込み済みです。
 - ②公的年金等（※1）を受給しており、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方
➔ ②、③に該当の方は、**申請が必要**です。
【期限：令和5年2月28日】
- ※1 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

ひとり親世帯以外分

対象者：①、②の両方に該当する方

- ①令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合、20歳未満）を養育する父母等
 - ②令和4年度の住民税（均等割）が非課税の方、または令和4年1日1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方
- 上記①、②のうち、令和4年4月分の児童手当、または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方
➔ **申請不要**です。
※令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込み済みです。
➔ 上記以外の方は、**申請が必要**です。
【期限：令和5年2月28日】
- 例) 高校生のみ養育している方で住民税非課税の方収入が急変した方

○給付額：いずれも**児童1人当たり一律6万円**

☎ 福祉子育て支援課子育て支援室 ☎ 56 - 2125

●**対象者**
次の要件に該当する児童を養育している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方

- ・父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- ・父または母が死亡または生死が明らかでない児童
- ・父または母に重度の障がいのある児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

※児童が18歳に到達する日の属する年度の3月31日まで。
児童の心身に障がいのあるときは20歳の誕生日の前日まで。

●**支給制限**
児童が施設に入所しているとき
・受給者または児童が、公的年金を受けているとき
・前年分の所得が一定額以上あるとき など

児童扶養手当受給者は、令和4年8月1日から同月31日までに「**現況届**」を役場に来庁して提出する必要があります。
また、支給開始月から5年を経過する予定の方および既に5年以上経過した方は、「**一部支給停止適用除外事由届**」を合わせて提出してください。

対象者には、個別に案内文書を郵送していますのでご確認ください。
なお、提出がない場合は手当額の一部または全部が停止される場合がありますので、ご注意ください。

●**支給制限**
・前年分の所得が一定額以上ある場合
・児童が障がいを受給事由とする公的年金を受けられることができるとき
・児童が施設に入所しているとき

特別児童扶養手当受給者は、9月12日までに「**所得状況届**」を提出する必要があります。対象者には8月中旬に案内文書をお送りしますので、忘れずに提出してください。

☎ (56) 2125
【申請書等提出先】
福祉子育て支援課子育て支援室
トマム支所
【問い合わせ先】
福祉子育て支援課子育て支援室

児童扶養手当

特別児童扶養手当

●**対象者**
父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を助けるための手当です。

●**支給制限**
身体や精神に一定以上の障がいのある児童（20歳未満）を養育している家庭の生活の安定と、児童の健全な成長を助けるための手当です。

令和3年度交付金事業

全2事業【総事業費 6,540千円（うち臨時交付金 4,441千円）】

地域経済の支援

占冠村事業者感染防止支援金

総事業費 2,970千円（うち臨時交付金 2,838千円）

村内事業者を対象に店内等アルコール消毒液や非接触型体温計の設置等の感染防止対策における物品購入などの費用を支援金として交付。

小中学校の環境整備

学校保健特別対策事業費補助金

総事業費 3,570千円（うち臨時交付金 1,603千円）

村内小中学校において感染症対策に必要な物品（加湿器、空気清浄機等）の購入のほか、教職員の研修機会を確保するためタブレット端末を購入。

令和2年度交付金繰越事業

全12事業【総事業費 59,436千円（うち臨時交付金 54,802千円）】

～主な活用事例～

感染防止対策

社会システム維持のための衛生確保事業

総事業費 8,074千円（うち臨時交付金 7,100千円）

衛生確保・感染防止対策として各公共施設（コミプラ、道の駅等）内に空調設備機器を導入。

村民の暮らしの支援

村営バス衛生確保事業

総事業費 748千円（うち臨時交付金 700千円）

村民が安全・安心に利用できるよう村営バス車両の除菌・抗菌処理を実施。

地域経済の支援

占冠村事業者継続支援金

総事業費 7,620千円（うち臨時交付金 7,620千円）

村内事業者が売上減少等の深刻な影響を受けていることに鑑み、村内事業者に対し支援金を交付することにより、事業継続と地域経済の維持発展に寄与。

小中学校の環境整備

GIGAスクール構想への支援事業

総事業費 19,911千円（うち臨時交付金17,893千円）

村内小中学校のICT環境の整備や、緊急事態等における臨時休校時に子どもたちへの学びを確保するための環境整備を実施。（電子黒板、タブレット端末等）

☎ 企画商工課地域振興対策室 ☎ 56 - 2124

新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金活用事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地域の实情に応じたさまざまな事業に対応できるよう創設された交付金です。
令和3年度実施事業についてお知らせします。